

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月3日

【会社名】 NECキャピタルソリューション株式会社

【英訳名】 NEC Capital Solutions Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅沼 正明

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目15番3

【電話番号】 (03)6720-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 渡辺 登

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目15番3号

【電話番号】 (03)6720-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 渡辺 登

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日（予定）とし、当社が展開する不動産関連事業のうち不動産投融資事業並びに再生可能エネルギー関連事業のうちリース事業及び投融資事業（以下「本事業」という。）を吸収分割により当社の連結子会社であるNCSアールイーキャピタル株式会社（以下「NCSアールイー」という。）に承継させること（以下「本吸収分割」という。）を決議し、同日付でNCSアールイーと吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき提出するものであります。なお、本件は2024年7月31日に締結した簡易吸収分割の第二段階の実施になります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	NCSアールイーキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区港南二丁目15番3号
代表者の氏名	代表取締役 新井 貴
資本金の額	50百万円（2024年12月31日現在）
純資産の額	4,664百万円（2024年12月31日現在）
総資産の額	67,835百万円（2024年12月31日現在）
事業の内容	不動産関連事業及び再生可能エネルギー関連事業等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

2024年7月26日に設立したため、終了した事業年度は存在しません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
NECキャピタルソリューション株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社100%出資の連結子会社であります。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	当社との取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社グループは2023年度に策定したグループビジョン「次世代循環型社会をリードするSolution Company」を目指して、当社らしい循環型サービスの創出、キャピタルソリューションの提供による収益力の強化を進めております。

今般、当社、株式会社SBI新生銀行（以下「SBI新生銀行」という。）及び昭和リース株式会社において、3社間の業務提携に関する基本合意を行ったことを踏まえ、3社間の業務提携をより効果的に推進するため、当社の一部事業を分割することとしました。

当社グループは今後成長が期待される注力事業分野において、SBI新生銀行グループのネットワークを活用した顧客基盤の拡大、直接的なアプローチ及びSBI新生銀行グループのアレンジにより、新規顧客や事業パートナー等との共同投融資等協業による事業機会の創出を目的として、本事業の分割を行います。

当社グループはキャピタルソリューションの更なる展開・拡大に向け、NCSアールイーにおいて機動的かつ柔軟な事業戦略を遂行してまいります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

会社分割の方法

当社を分割会社、NCSアールイーを承継会社とする簡易吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

当社は、NCSアールイーより、本吸収分割の対価として、NCSアールイーの普通株式500株の交付を受ける予定です。

その他の吸収分割契約の内容

）分割の日程

当社取締役会決議日 : 2025年 1月31日

吸収分割契約締結日 : 2025年 1月31日

吸収分割効力発生日 : 2025年 4月 1日（予定）

（注）本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割であるため、当社の株主総会の承認を得ることなく行うものです。

）承継により増加する資本金

承継により増減する当社の資本金はありません。

）分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

）承継会社が承継する権利義務

NCSアールイーは、本事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務のうち吸収分割契約書において定めるものを当社から承継いたします。

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	NCSアールイーキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区港南二丁目15番3号
代表者の氏名	代表取締役 新井 貴
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	不動産関連事業及び再生可能エネルギー関連事業等

以 上